

「(仮称)馬揚山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、J R東日本エネルギー開発株式会社が、福島県いわき市において、最大で出力 34,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置に近接している。

また、現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、アトリ、マヒワ等の渡り鳥やハチクマ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの繁殖が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続終了又は手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居との距離は約700mと近接している。

本事業の実施により、工所用資材の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音については最大で23dB、風力発電機の稼働に伴う騒音については最大で10dB、騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では、アトリ、マヒワ等の渡り鳥やハチクマ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの繁殖が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣が複数確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。